

仕 様 書

1 業 務 名

工業用水道 1 5 0 m m 計量器取替業務

2 業 務 場 所

下関市小月小島一丁目 4 - 7 (株) シマノ下関工場構内

3 業 務 期 間

契約締結日から令和 7 年 1 1 月 2 8 日 (金) までとする。ただし、電磁式水道メーターの取替は令和 7 年 9 月 3 0 日 (火) までに完了すること。

4 業 務 内 容

本業務は、電磁式水道メーター及び流量制御装置現場操作盤について以下の業務を実施するものである。

(1) 電磁式水道メーター

- ア 既設電磁式水道メーター変換器、検出器及び専用ケーブルの撤去、搬出及び処分
- イ 既設片フランジ直管 (φ 150mm) の面間調整
- ウ 新設電磁式水道メーター変換器及び検出器の搬入及び据付
- エ 新設電磁式水道メーター専用ケーブルの布設
- オ 新設金属製可とう電線管の布設
- カ 今回取外すフランジパッキン、ボルト・ナット及びゴム輪の取替
- キ その他必要なこと。

(2) 流量制御装置現場操作盤

- ア 流量信号用アイソレータの取替
- イ その他必要なこと。

(3) 試験

- ア 電磁式水道メーターの組合せ試験

イ その他必要なこと。

5 電磁式水道メーター仕様

(1) 一般仕様

ア 数量	1 組
イ 測定流体	原水
ウ 機器構成	分離形
エ 附属品	ボルト、ナット、パッキン、他製造者標準
オ 付加仕様	取替前 1 か月以内に計量法の検定に合格したものであること。

(2) 検出器

ア 定格最大流量	250m ³ /h
イ 保護等級	IP67
ウ ライニング材質	PFA
エ 電極材質	SUS316L
オ アースリング	SUS316
カ 口径	150 mm
キ フランジ	JIS G3443 F12

(3) 変換器

ア 電源	100V AC
イ 出力	4～20mA DC (流量スパン 0～2500 m ³ /D) 1 パルス/m ³ 故障接点
ウ 専用ケーブル	検出器～変換器間の余長を含めた長さ (参考寸法 既設 20m)

6 アイソレータ仕様

- | | |
|----------|---------|
| (1) 数量 | 1 個 |
| (2) 供給電源 | 100V AC |

- | | |
|----------|-----------------|
| (3) 入力信号 | 1 点 (4~20mA DC) |
| (4) 出力信号 | 2 点 (1~5V DC) |

7 提出書類

- | | |
|---|-------|
| (1) 業務計画書 | 1 部 |
| ア 現場組織表 | |
| イ 緊急連絡表 | |
| ウ 作業工程表 | |
| エ 作業要領書 | |
| オ 試験要領書 | |
| カ その他上下水道局水道施設課担当職員（以下「局担当職員」という。）の指示するもの | |
| (2) 機器材料納入仕様書 | 1 部 |
| (3) 展開接続図（変更箇所のみ） | 1 部 |
| (4) 各種成績書 | 各 1 部 |
| ア 工場試験成績書 | |
| イ 計量法の検定合格証明書 | |
| (5) 業務写真（着手前・施工中・完成） | 1 部 |
| (6) 完成図書（A4 版） | 1 部 |
| ア 機器材料納入仕様書 | |
| イ 計量法の検定合格証明書 | |
| ウ 展開接続図（変更箇所を含む全ページ） | |
| エ 工場試験成績書 | |
| オ 現地試験成績書 | |
| カ 機器取扱説明書 | |
| キ 電子成果品（完成図書） | |
| ク その他局担当職員の指示するもの | |
| (7) 完成図書縮小版（A4 キングファイル） | 2 部 |
| ア 完成図 | |
| イ 展開接続図（変更箇所を含む全ページ） | |

8 施設の保全

本業務の実施に当たり、関係法令及び関連施設の規則に従うとともに受託者の責任において実施すること。ただし、万一災害や事故等が発生した場合及び施工中に他の既設工作物等に損傷を与えた場合は、速やかに適切な処置をとり、その経緯を局担当職員及び関連施設の担当者に報告し、その指示に従うこと。

9 注意事項

- (1) 受託者は、本業務に関する書類の提出、打合せ内容、協議事項及び回答等については、全て業務打合せ簿に記載の上、局担当職員に提出すること。
- (2) 受託者は、業務仕様書及び参考図（以下「業務仕様書等」という。）を精査し、局担当職員と打合せをした上で業務計画書を作成し、局担当職員の承諾を得た上で業務を実施すること。
- (3) 施工に当たっては、局担当職員と十分に打合せを行い、事前に作業要領書を提出し、取替前1か月以内に計量法の検定に合格したことを局が確認後、実施すること。
- (4) 作業日は、原則として閉庁日を除いた日の午前8時30分から午後5時までの間とする。ただし、作業内容あるいは関連施設の稼動状況により、閉庁日の作業を認めることがある。その際は、作業届出書を遅くとも作業日の2日前までに提出し、局担当職員の承諾を得ること。
- (5) 本業務における必要な電力は、受託者の負担とする。ただし、試運転調整に必要な電力は無償支給とする。
- (6) 業務仕様書等の内容に疑義が生じた場合及び特別の事情により業務仕様書等に表示された条件を満たすことが不可能になった場合には、速やかに書面により局担当職員に申し出て、その措置について指示を受けること。
- (7) 業務仕様書等に指示がある場合を除き、各種規程及び関係法令等

に基づいた施工を行うこと。また、水道工事標準仕様書【設備工事編】、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び電気設備工事監理指針に準じて業務を実施すること。

- (8) 現地試験は、関連施設への影響をおよぼさないように、出来るだけ短時間で完了すること。
- (9) 取替作業中は、既設バイパス管を使用して給水する。その際、バルブ操作は局職員にて行う。
- (10) 受託者は、業務仕様書等に従って施工するものであるが、これらに明示していない事項であっても、業務実施上又は技術上当然必要と認められる事項については、局担当職員と協議の上、施工に当たること。
- (11) 業務に伴い発生した廃材等については、関係法令に従い、適正に処分すること。
- (12) 施工に当たっては、安全対策を十分に行い、感電及び酸欠等の事故に十分注意して施工すること。